

民間競争入札実施事業  
 「農業物価統計調査業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況（平成 27 年調査から平成 30 年調査）は以下のとおり。

I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	「公共サービス改革法」に基づく民間競争入札の実施により、全国の農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場、農業生産資材を販売する小売店等を対象とする調査業務等を民間事業者に請け負わせて実施。請負範囲は、農業物価統計調査における実査準備（調査関係用品の印刷、調査対象への協力依頼・調査方法の確認、調査員の確保・指導）、実査（調査関係用品の配布、調査票の作成、調査対象からの問合せ・苦情等の対応、調査票の回収・督促等）、審査（調査票の審査、調査対象への疑義照会）、集計（調査票の電子化、都道府県別結果表及び価格変動要因等整理表の作成）、調査対象への謝礼支給に係る業務。
実施期間	平成 26 年 11 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年 5 ヶ月間
受託事業者	株式会社 インテージリサーチ
契約金額（税抜）	484,900,000 円 （1 調査年当たり：96,980,000 円）
入札の状況	2 者応札（説明会参加＝4 者／予定価内 2 者）
事業の目的	農業物価統計調査は、農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数を作成するほか、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の基礎資料を整備することを目的としている。 なお、農業物価統計調査を用いて作成する農業物価指数は、西暦の末尾が 0 又は 5 の付く年を基準年とし、調査対象等を固定し継続して作成する必要がある。このことから、予算は事業実施期間を 5 年間として国庫債務負担行為により実施している。
選定の経緯	官民競争入札等監理委員会第 17 回統計調査分科会（平成 20 年 8 月 28 日開催）において、実査を含む一体の統計調査業務のうち、調査の内容や調査手法、民間事業者に包括的に委託した場合における調査対象の協力度合い及び業務を受託しうる民間事業者の確保の可能性等を総合的に勘案して、公共サービスの質の確保や民間事業者の創意・工夫の確保など、市場化テストの導入の趣旨が活かされるものとして、選定されたものである。 基本方針に掲載された年度：平成 20 年度 市場化テスト事業としての事業実施回数：3 回 新プロセスに移行した年度：平成 26 年度
特記事項 （改善指示・法令違反行為等の有無）	特になし

## II 評価

### 1. 事業の質に関する評価

#### (1) 確保されるべき質の達成状況及び評価

平成 27 年調査から平成 30 年調査における業務は、あらかじめ農林水産省と調整したスケジュールに沿って確実に実施された。

なお、確保されるべき質の達成状況及び評価は次のとおりである。

#### ① 調査票の回収・督促

##### ア 実施状況

民間事業者は、各年の調査実施前に、農林水産省が選定した調査対象（平成 27 年 3,292 調査対象、平成 28 年 3,250 調査対象、平成 29 年 3,244 調査対象、平成 30 年 3,241 調査対象）に対して、調査員の訪問、電話等により調査の協力依頼を行った。なお、調査協力を得られなかった調査対象については農林水産省に報告し、その後は農林水産省と連携して再度、協力依頼を行い、調査に対する理解が得られなかった場合には、農林水産省が代替選定を行った。

民間事業者は、調査協力が得られた調査対象に対し調査方法の確認を行い、自計調査の調査対象に対しては、調査員の訪問又は郵送により調査票を配布し、FAX 又は郵送により回収、若しくは、政府統計共同利用システムオンライン調査システムを使用して調査票を回収した。また、他計調査の調査対象は、調査員の面接又は電話により調査事項を聞き取った。期限までに提出のない自計調査の調査対象に対しては、電話、FAX 又はメールによる督促を行うとともに、調査員による訪問回収も併用した結果、回収率は平成 27 年調査、平成 28 年調査、平成 29 年調査は 100%を達成した。平成 30 年調査は 99.6%となった。（表 1）

なお、督促件数は平成 27 年調査が 3,520 件、平成 28 年調査が 3,608 件、平成 29 年調査が 3,521 件、平成 30 年調査が 3,530 件であった。（表 2）

表 1 調査票の月別回収率

単位：枚、%

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成 27年 調査	調査票配布数	2,393	2,386	2,365	2,387	2,459	2,525	2,513	2,406	2,471	2,537	2,558	2,501	29,501
	調査票回収数	2,393	2,386	2,365	2,387	2,459	2,525	2,513	2,406	2,471	2,537	2,558	2,501	29,501
	回収率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平成 28年 調査	調査票配布数	2,368	2,358	2,341	2,358	2,431	2,500	2,488	2,380	2,449	2,512	2,537	2,480	29,202
	調査票回収数	2,368	2,358	2,341	2,358	2,431	2,500	2,488	2,380	2,449	2,512	2,537	2,480	29,202
	回収率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平成 29年 調査	調査票配布数	2,358	2,353	2,342	2,351	2,426	2,490	2,482	2,362	2,431	2,502	2,526	2,466	29,089
	調査票回収数	2,358	2,353	2,342	2,351	2,426	2,490	2,482	2,362	2,431	2,502	2,526	2,466	29,089
	回収率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平成 30年 調査	調査票配布数	2,344	2,339	2,329	2,353	2,425	2,490	2,482	2,364	2,430	2,501	2,531	2,470	29,058
	調査票回収数	2,344	2,339	2,329	2,353	2,425	2,490	2,372	2,364	2,420	2,501	2,531	2,470	28,938
	回収率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	95.6	100.0	99.6	100.0	100.0	100.0	99.6

注：毎月、全ての調査対象に調査を実施していないことから、調査票配布数と調査対象数は一致しない。また、調査票配布数の月ごとの変動は、調査品目が異なることによる。

表2 月別督促件数

単位：件

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成27年調査	271	312	301	233	318	358	326	266	353	340	266	176	3,520
平成28年調査	271	290	256	217	300	353	356	289	370	375	356	175	3,608
平成29年調査	208	277	284	267	346	350	331	287	355	374	322	120	3,521
平成30年調査	290	295	278	264	290	339	289	311	338	360	226	250	3,530

## イ 評価

回収率について、確保されるべき質として設定された目標回収率（100％）を僅かに下回った。平成30年に調査票を100％回収できなかった要因は、平成30年7月に発生した豪雨、北海道胆振東部地震の影響によるものであるが、回収できなかった調査票について、民間事業者は農林水産省とも調整の上、調査票が回収できた同一道府県内等の平均価格の増減率を用いて、回収できなかった調査対象の当月分の調査価格を補完したことは評価できる。

民間事業者は、調査実施前に調査員の訪問、電話等により調査の協力依頼を行うとともに、調査実施後、期限までに調査票の提出がない調査対象に対しては、電話、FAX、メールによる督促を行い、調査員による訪問回収も併用しており、目標達成に努めたことは評価できる。

## ② 照会対応業務

## ア 実施状況

民間事業者は、農業物価統計調査事務局に専用回線（フリーダイヤル）を設置し、調査対象からの問合せ・苦情等に対応した。

調査対象からの問合せ・苦情等への対応に当たっては、農林水産省が作成した照会対応事例集に基づいて「問合せ・苦情等対応マニュアル」を作成するとともに、調査対象ごとの照会対応及び過去の報告データの履歴を一元的に管理するデータベースシステムを活用し、調査事務局の調査担当者が混乱することなく、これまでの照会対応の内容と齟齬をきたさないよう迅速に対応している。

問合せ・苦情等の件数は、平成27年調査が9件、平成28年調査が4件、平成29年調査が0件、平成30年調査が1件であった。うち、苦情件数は平成27年調査に1件であった。

（表3）

表3 調査対象から民間事業者への問合せ・苦情等対応件数

単位：件

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成27年問合せ	4	1	0	2	0	0	0	0	1	0	0	1	9
うち苦情	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
平成28年問合せ	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	4
うち苦情	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成29年問合せ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち苦情	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成30年問合せ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
うち苦情	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## ○ 問合せの主な内容

27年 価格からどのような経費を除き、報告すればよいか。

支店で価格の取りまとめを行わなくなったので、本店に聞いてほしい。等

28年 店舗が移転となるが、今後の調査はどのようにすればよいか。等

30年 長年、調査に協力しているが、感謝状等の表彰はあるのか。

## ○ 苦情等の内容

27年 調査辞退の申し出をした後の回答がないが、その後どうなっているのか。

## イ 評価

民間事業者は、調査対象からの問合せ・苦情等に対応するため、農林水産省が作成した照会対応事例集に基づいて「問合せ・苦情等対応マニュアル」を作成するとともに、調査対象ごとの照会対応履歴等を一元的に管理するデータベースシステムを活用するなど、効率よく実施されており評価できる。

また、調査対象から民間事業者への照会は減少してきているが、調査員の調査に関する習熟度が高まっていること、民間事業者は毎年調査実施前に調査員の訪問、電話等により調査の必要性、内容を説明し協力依頼を行っていることが、問合せ・苦情等対応件数の減少に寄与していると考えられる。

## ③ 調査票の審査及び疑義照会対応業務

## ア 実施状況

民間事業者は、回収した調査票について農林水産省から貸与された審査・集計・検討事項一覧表に基づき審査を行い、疑義があるものについては調査対象に対して照会を行い、必要に応じて調査票を修正した。

民間事業者は、審査が終了した調査票について、農林水産省から貸与された集計プログラムにより集計し、集計結果の審査については責任者管理の下、受託事業者の社員4名が審査・集計・検討事項一覧表に基づき行った。審査の結果、疑義が生じた場合には調査票を再度確認し、必要に応じて疑義照会、調査票の修正を行い、再度、集計を行った。また、調査票の審査及び集計結果の審査に当たり、審査漏れがないよう、確認整理表を作成し、確認事項ごとに複数名での確認を徹底した。

民間事業者から調査対象への疑義照会件数については、平成27年調査が2,944件、平成28年調査が2,424件、平成29年調査が2,337件、平成30年調査が2,241件であった。（1調査年当たり平均2,487件）

また、納品後に農林水産省から民間事業者を確認を求めた疑義照会件数については、平成27年調査が449件、平成28年調査が762件、平成29年調査が671件、平成30年調査が517件であった。（1調査年当たり平均600件）

前期（第2期）事業の民間事業者から調査対象への疑義照会件数4,316件（1調査年当たりの平均）、同農林水産省から民間事業者への照会件数1,045件（1調査年当たりの平均）と比べて、特に納品後に農林水産省から確認を求めた疑義照会の件数が大幅に減少した。（表4）

表4 疑義照会件数

単位：件

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成27年調査	286	254	204	272	201	235	266	267	220	289	224	226	2,944
	28	4	28	25	18	53	67	40	36	59	50	41	449
平成28年調査	222	195	153	171	142	208	219	188	209	289	262	166	2,424
	109	65	89	83	67	78	73	83	22	15	19	59	762
平成29年調査	215	147	158	206	204	191	251	228	214	185	204	134	2,337
	86	142	62	24	82	19	79	41	33	17	47	39	671
平成30年調査	222	196	150	142	209	187	155	206	173	236	173	192	2,241
	47	67	53	58	23	58	25	44	66	11	28	37	517
（参考）第2期													
平成24年調査	349	483	392	383	375	327	411	412	363	484	231	511	4,721
	446	204	125	148	159	92	72	58	44	80	64	46	1,538
平成25年調査	405	285	275	351	468	376	384	348	369	354	287	363	4,265
	155	61	80	201	64	97	91	54	69	84	57	104	1,117
平成26年調査	389	295	307	579	395	322	283	289	291	323	259	230	3,962
	199	113	16	27	35	7	6	22	27	9	6	13	480

注：上段は民間事業者から調査対象への疑義照会件数である。

下段は農林水産省から民間事業者への疑義照会件数である。

○ 疑義照会の主な内容

価格の騰落率が一定以上である場合の変動要因、調査単位や細部銘柄の確認、報告値に消費税が含まれているかの確認等

イ 評価

民間事業者は、農林水産省が示した審査・検討・集計事項一覧表に基づき、調査票や集計結果の審査を行い、審査の結果、疑義が生じた場合には調査票の再確認などを実施したこ

とにより、納品後に農林水産省から確認を求めた疑義照会の件数が、前期（第2期）事業と比べて大幅に減少したことは評価できる。

また、調査員の調査に関する習熟度が高まっていること、業界紙等から得られた情報の共有化により、民間事業者から調査対象に対する疑義照会件数が減少しており、調査対象への調査負担も軽減できていることは評価できる。

- (2) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項  
なし

## 2. 実施経費についての評価

- (1) 市場化テスト実施前の国における従前経費（平成20年調査の実施経費の5か年分）と実施経費との比較結果は、次のとおりである。

項目	金額等
従前経費（A）	1,554,740千円（平成20年調査の実施経費の5か年分） 310,948千円（平成20年実施経費）
実施経費（B）	523,692千円（平成27年から平成31年調査までの 5調査年分） 104,738千円（1調査年分）
削減額（C）=（A）－（B）	1,031,048千円 206,210千円（1調査年分）
削減率（C/A×100）	66.3%

注1：従前経費は、市場化テスト実施前の平成20年調査の実施経費である。

注2：実施経費は、平成27年から31年調査までの契約金額（税込）である。

注3：実施経費には、国が実費を負担する謝金は含まれていないため、従前経費の平成20年調査の実施経費は謝金を除いている。

## (2) 評価

従前経費（A）（平成20年調査の実施経費の5か年分）と、実施経費（B）（平成27年から31年調査までの5調査年分）を比較した結果、削減額（C）は1,031,048千円となったが、これは従前において費用を要した人件費について、大きく削減できたことによる。

これは、市場化テストを導入することにより、調査に必要な人員を合理化しつつ、民間事業者が効率の良い業務を遂行したことにより、削減額のうち約6割の費用を抑制することができたものである。

## 3. 評価委員会等からの評価

平成30年2月7日、3名の外部有識者からなる「公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会」（以下「技術検討会」という。）を開催し、本事業の実施状況報告について、以下のとおり評価等を得た。

- ① 「Ⅱ 1. (1) 確保されるべき質の達成状況及び評価、③ 調査票の審査及び疑義照会対応業務」の実施状況において、民間事業者から調査対象への疑義照会件数が毎年2,000件以

上あり、かなり多いように見えるが、これは騰落率が一定の幅を超えた価格と変動要因を確認しており、件数が少なければよいというものでもなく、これだけの件数があることによって調査の質の確保の根拠にもなることから、質は確保されていると考える。

- ② 「Ⅱ 1. (1) 確保されるべき質の達成状況及び評価、① 調査票の回収・督促」の実施状況において、調査票の回収率について、目標を100%としているところ、平成30年は99.6%となっているが、その要因は自然災害によるもので避けられない状況であり、やむを得ないものとする。
- ③ 今回の確保されるべき質の達成状況及び評価を見る限り、前期と同じ事業者が受託することにより、調査における習熟度が向上したため、確保されるべき質の達成状況は全体としてよい実施状況結果につながっていると見えるが、競争性の確保の観点からは、今後は、応札者数が2者から増えるとよいと考える。

#### 4. 評価のまとめ

##### (1) 評価の総括

確保されるべき質の達成状況及び実施経費については、技術検討会において評価を得ることができたところである。一方、競争性の確保については、二者応札であったものの、受託した民間事業者が前期と同一事業者であったことから、他の事業者の参入が図られるよう、実施要項において、本事業の仕組みについて十分に情報開示するなどの取組を行い、更なる競争性の確保に向けた対策を講じることとする。

##### (2) 今後の方針

上記(1)を踏まえ、次期事業においても引き続き「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づく新プロセスにより、事業を実施することとしたい。